

首都圏新都市鉄道国民保護業務計画

首都圏新都市鉄道株式会社

目 次

第1章 総則

第1節 目的

第2節 基本方針

1. 国民保護措置の実施に関する自主的判断
2. 安全の確保
3. 国民に対する情報提供
4. 関係機関との連携の確保
5. 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
6. 国民保護等対策本部長の総合調整等への対応

第2章 平素からの備え

第1節 社内体制の整備

- 1 体制の整備
- 2 情報連絡体制の整備
- 3 非常召集体制及び活動体制の整備
- 4 特殊標章等の適切な管理

第2節 関係機関との連携

第3節 旅客等への情報提供の備え

第4節 警報等の伝達体制の整備

第5節 会社の管理する施設等に係る備え

第6節 運送に係る備え

第7節 備蓄

第8節 訓練の実施

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 国民保護等対策本部等への対応

第2節 活動体制の確立

- 1 本社対策本部の設置
- 2 情報連絡体制の整備
- 3 非常召集体制及び活動体制の整備
- 4 特殊標章等の適切な管理

第3節 安全の確保

第4節 関係機関との連携

第5節 旅客等への情報提供

第6節 警報の伝達

第7節 施設の適切な管理及び安全確保

- 1 施設の安全確保措置
- 2 施設利用者等の誘導
- 3 生活関連等施設の安全確保措置
- 4 関係行政機関への支援の要請

第8節 輸送の確保

- 1 避難指示の伝達
- 2 避難輸送等
- 3 避難輸送等実施に際しての安全確保

- 4 輸送の維持
- 第9節 避難・救援に係る支援
- 第10節 安否情報の提供
- 第11節 応急復旧等
 - 1 応急復旧の措置
 - 2 支援の要請

第4章 緊急処理事態への対応

- 第1節 活動体制の確立
- 第2節 緊急対応保護措置の実施

第5章 計画の適切な見直し

首都圏新都市鉄道国民保護業務計画

制定 平成 19 年 3 月 26 日首鉄鉄管 18 第 64 号

改正 平成 25 年 6 月 25 日首鉄総総 25 第 105 号

平成 29 年 4 月 1 日首鉄総総 28 第 441 号

第 1 章 総 則

第 1 節 目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 36 条第 2 項及び第 182 条第 2 項の規定及び、東京都、埼玉県、千葉県及び茨城県（以下「関係都県」という。）で定める国民保護計画に基づき、首都圏新都市鉄道株式会社（以下「会社」という。）の業務に係る武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第 2 節 基本方針

会社は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、会社の業務に係る国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとし、国民保護措置の実施の際には次の点に留意するものとする。

1. 国民保護措置の実施に関する自主的判断

国民保護措置の実施に当たっては、関係都県及び関係市区（以下「関係地方公共団体」という。）から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的な判断をするものとする。

2. 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、関係地方公共団体の協力を得つつ、社員のほか、会社の実施する国民保護措置に従事する者に危険が及ぶことのないように、安全の確保に十分な配慮をするものとする。

3. 国民に対する情報提供

新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するように努めるものとする。

4. 関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努めるものとする。

5. 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行うとともに、特殊標章の使用等に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

6. 国民保護等対策本部長の総合調整等への対応

関係都県の国民保護対策本部長（国民保護法第28条第1項の国民保護対策本部長をいう。（以下「関係対策本部長」という。））による総合調整（国民保護法第29条第1項の総合調整をいう。）が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努めるものとする。

第2章 平素からの備え

第1節 社内体制の整備

1 体制の整備

会社の業務に係る国民保護措置に関する事務についての社内の連絡及び調整については安全総括部企画調整課を中心に実施するものとする。なお、詳細な遂行体制については、会社が別に定める事故・災害対策規程に基づく体制に準じたものとし、以下に定めるもの以外の必要な内容については、別途定めるものとする。

2 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

会社の管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項に関する体制を整備するものとする。また、夜間、休日等においても的確に連絡できる体制の整備に努めるとともに、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合においても社内の連絡を確実に進められるよう、障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信体制の整備

武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても通信が行えるよう、体制の整備に努めるものとする。また、平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検等を定期的実施するものとする。

3 非常召集体制及び活動体制の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たって必要な体制を迅速に確立するため、関係社員の非常召集等についてあらかじめ必要な事項を定め、関係社員に周知するものとする。非常召集を行う関係社員については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の経路、移動方法等を事前に確認しておくものとする。さらに武力攻撃事態等が長期に及んだ場合における社員運用のあり方についても整備に努めるものとする。

4 特殊標章等の適切な管理

関係都県知事から平時に特殊標章等の使用の許可を受けた場合には、適切に管理を行うものとする。

第2節 関係機関との連携

平素より、関係地方公共団体、警察・消防機関及び指定地方公共機関等との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

第3節 旅客等への情報提供の備え

武力攻撃事態等においては、運行状況等の情報を、構内放送、ホームページ等を活用して、利用者等に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。また、情報提供の体制の整備に当たっては、高齢者、障害者、その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、情報を伝達できるよう努めるものとする。

第4節 警報等の伝達体制の整備

関係都県知事から警報や避難の指示などの通知を受けた場合の、社内等における警報の伝達先、連絡方法、連絡手順など必要な事項についての体制を整備するものとする。

第5節 会社の管理する施設等に係る備え

1 避難者及び旅客の誘導体制整備

会社の管理する施設等について、武力攻撃事態等における避難者及び旅客の誘導を的確に行うための体制の整備に努めるものとする。

2 施設等の応急復旧体制整備

武力攻撃事態等において、会社の管理する施設等の応急の復旧を行うため自然災害に対する既存の予防措置を有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

3 避難住民受け入れ体制整備

会社の管理する施設が、会社の同意に基づき関係都県知事より避難施設に指定された場合には、当該施設の実態等に配慮したうえで、災害や事故への対応に準じた必要な対応体制の整備に努めるものとする。

4 生活関連等施設における体制整備

(1) 生活関連等施設に関する情報提供

関係都県知事が生活関連等施設（国民保護法第102条第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）の把握を行うに当たっては、自ら管理する生活関連等施設における連絡先を提供するなど必要な協力を行うよう努めるものとする

(2) 安全確保の留意点への対応

関係都県知事より生活関連等施設に関する安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）が通知された場合には、社内における関係箇所への周知を行うものとする。

(3) 安全確保措置の規定

関係都県知事より会社の管理する生活関連等施設における安全確保のための措置（以下「安全確保措置」という。）について定めるよう要請があった場合において必要と判断する場合は、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるものとする。また、安全確保措置の実施に関し、必要に応じて関係都県警察に対し助言を求めるものとする。

第6節 運送に係る備え

関係地方公共団体の長からの求めに応じ避難住民の運送を実施する場合に備え、連絡先の提供、輸送力及び輸送施設に関する情報の提供、必要により関係機関との協定の締結など協力を行うよう努めるものとする。

第7節 備 蓄

国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所等の確実な把握等に努めるものとする。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、関係地方公共団体や他の事業者等との間で協力が図られるよう努めるものとする。

第8節 訓練の実施

的確な国民保護措置の実施が可能となるよう、必要に応じて、社内における訓練の実施に努めるとともに、関係機関等が実施する国民保護措置に関する訓練にも参加するよう努めるものとする。また、訓練の実施に当たっては、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努めるものとする。さらに、国民保護措置と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じて国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 国民保護等対策本部等への対応

政府により武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、関係都県の国民保護対策本部（以下「関係対策本部」という。）が設置された場合には、関係対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

第2節 活動体制の確立

1 本社対策本部の設置

関係対策本部が設置された場合には、必要に応じて、国民保護措置対策本部（以下「本社対策本部」という。）を設置し、その際には関係対策本部に連絡を行うものとする。なお、本社対策本部は、社内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとし、本計画に定めるもの以外の本社対策本部の組織及び運営に関する事項については、原則として事故・災害対策規程によるものとし、必要な内容については別途定めるものとする。

2 非常召集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じて関係社員の非常召集を行うものとする。

3 情報連絡体制の確保

（1）非常召集及び報告

会社が管理する施設等の被害状況、国民保護措置の実施状況、運行状況等の情報を迅速に収集するものとし、本社対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じて関係対策本部に報告するものとする。また、本社対策本部は、関係対策本部より武力攻撃事態等の状況や国民保護措置を実施するに当たり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、社内でも共有を図るものとする。

（2）通信体制の確保

武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。また、会社が国民保護措置を実施するに当たり、必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧

に必要な措置を講ずるとともに、直ちに関係対策本部に支障の状況を連絡するものとする。さらに、武力攻撃により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に十分配慮したうえで、速やかに応急の復旧を行うものとする。

第3節 安全の確保

国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、関係対策本部から、武力攻撃事態等の状況、その他必要な安全に関する情報の提供を受けるものとし、これらを活用し、社員のほか、会社の実施する国民保護措置に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮するものとする。また、国民保護措置を安全に実施するため必要に応じて、関係都県知事の許可に基づき、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書を使用するものとする。

第4節 関係機関との連携

関係地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関など関係機関と緊密に連携し、会社の業務に係る国民保護措置の的確な実施に努めるものとする。

第5節 旅客等への情報提供

運行状況等の情報を駅構内放送、車内放送、ホームページ等を活用して、旅客等に対して適時かつ適切に提供するものとする。

第6節 警報の伝達

関係都県知事から警報の内容の通知を受けた場合には、社内における迅速かつ確実な伝達を行うとともに、施設利用者への伝達に努めるものとする。また、警報の解除の通知を受けた場合も同様とする。

第7節 施設の適切な管理及び安全確保

1 施設の安全確保措置

武力攻撃事態等において、関係地方公共団体の長からの指導等に基づき、会社が管理する施設について、社員等の安全の確保に十分配慮のうえ、巡回警備の強化など安全確保の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 施設利用者等の誘導

会社が管理する施設について、施設利用者や旅客の誘導が必要となった場合には、的確かつ迅速な判断により、これらの者の適切な誘導に努めるものとする。

3 生活関連等施設の安全確保措置

武力攻撃事態等において、関係都県知事から、会社が管理する生活関連等施設について、安全確保を講ずるよう要請があった場合には、関係都県知事から提供される情報に基づき、当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮したうえで、速やかに巡回警備の強化などの安全確保措置を講ずるよう努めるものとする。

4 関係行政機関への支援の要請

会社が管理する生活関連等施設の安全確保措置を講じようとする場合には、必要に応じ、関係都県警察、消防機関、その他の行政機関に対し、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等の支援を求めるものとする。

第8節 運送の確保

1 避難指示の伝達

関係都県知事から避難措置の指示の通知又は指示を受けた場合には、社内において迅速

にかつ確実な伝達を行うものとする。

2 避難輸送等

関係都県知事から避難の指示が行われる場合には、当該知事と密接な連絡を行い、避難住民の運送（以下「避難輸送」という。）の求めが行われることに備え、当該区間の実態等に配慮したうえで、必要に応じて、避難輸送の実施に必要な体制の整備に努めるものとする。なお、関係地方公共団体の長から避難輸送の求めがあった場合には、運送に係る施設等の故障により避難輸送等を行うことができない場合、運送に従事する者の身体に危険が及ぶ恐れがある場合など正当な理由がない限り、避難輸送等を的確かつ迅速に行うものとする。

3 避難輸送等実施に際しての安全確保

避難輸送等の実施に当たっては、その避難輸送等の求め等を行った者から提供される安全に関する情報等に基づき、避難輸送等に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮するものとする。

4 避難輸送の維持

避難輸送に必要な施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、武力攻撃事態等において旅客を適切に避難輸送するために必要な措置を講ずるものとする。また、避難輸送に障害が生じた場合には、必要に応じ関係対策本部等の関係機関に当該障害について連絡を行うものとともに、関係機関の協力を得つつ、他の輸送機関である指定公共機関等と連携し、代替輸送の確保に努めるものとする。

第9節 避難・救援に係る支援

会社が管理する施設であって、あらかじめ会社の同意に基づき関係都県知事より避難施設として指定されたものにおいては、避難住民の受入れを行うこととなった場合には、当該施設の実態等に配慮した必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第10節 安否情報の提供

関係市区が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で照会に応じて安否情報の提供を行うなど、関係市区の行う安否情報の収集に協力をするよう努めるものとする。なお、関係市区が行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した者の現に所在する関係市区の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

第11節 応急の復旧等

1 応急復旧の措置

武力攻撃災害が発生した場合、会社が管理する施設等に関するもの及びその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に十分配慮したうえで、速やかに施設等の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急復旧の措置を講ずるよう努めるものとする。また、応急復旧にあたっては、被害の拡大防止を優先的に行うよう努めるとともに、避難輸送等のための輸送路の効率的な確保に配慮するものとする。さらに、本社対策本部は、必要に応じて被災情報及び応急復旧の実施状況を関係地方公共団体の長に報告するものとする。

2 支援の要請

応急復旧のために必要な措置を講ずるに当たって当社の要員、資機材等によっては的確

かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、関係都県知事の長に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急のために必要な措置に関し支援を求めるものとする。

第4章 緊急処理事態への対処

第1節 活動体制の確立

内閣に事態対処法第26条の緊急処理事態対策本部（以下「政府緊急処理事態対策本部」という。）が設置され、関係都県に対策本部が設置された場合には、必要に応じて、緊急処理事態対策本部（以下「本社緊急処理事態対策本部」という。）を設置し、その際には関係都県に連絡を行うものとする。なお、本社緊急処理事態対策本部は、社内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び社内での共有、広報その他必要な業務の総括を実施するものとし、本計画に定めるもの以外の本社緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する事項については、原則として事故・災害等対策規程に準じたものとし、必要な内容については別途定めるものとする。

第2節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から3章までの定めに準じて行うこととする。

第5章 計画の適切な見直し

会社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、関係都県知事に報告し、関係区市町村長に通知するとともに、ホームページ等において公表を行うものとする。また、計画の変更に当たり、必要があると認める場合には、関係機関へ資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めるものとする。